



2025年7月15日

各 位

会 社 名 株式会社テ・ウェスタン・セラビ°テクス研究所  
代表者名 代表取締役社長 日高 有一  
(コード番号: 4 5 7 6)  
問 合 せ 先 取締役 松原 さや子  
T E L 0 5 2 - 2 1 8 - 8 7 8 5

### 第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の第三者割当てによる発行に関するお知らせ

当社は、2025年7月15日開催の当社取締役会において、第三者割当てによる第13回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 募集の概要

(1) 割当日	2025年7月31日
(2) 発行新株予約権数	100,000個
(3) 発行価額	総額5,200,000円
(4) 当該発行による潜在株式数	10,000,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は80円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は10,000,000株です。
(5) 調達資金の額	1,339,200,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 134円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割当予定先	株式会社SBI証券（以下「割当予定先」といいます。）

(9) 権利行使期間	2025年8月1日～2027年8月2日
(10) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当て契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由 ①資金調達方法の概要 (本スキームの商品性)」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回</li> <li>・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回</li> <li>・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul> <p>また、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められる予定です。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社は、「日本発の画期的な新薬を世界へ」というビジョンのもと、プロテインキナーゼ阻害剤<sup>\*1</sup>研究の知見から得た独自の科学技術を基に医薬品の研究開発を行っている創薬バイオベンチャーです。2014年に当社初の上市<sup>\*2</sup>品（「グラナテック」）が誕生し、当社の基盤技術の有用性と眼科領域での地位の確立につながりました。「グラナテック」が上市した以降は、『パイプライン<sup>\*3</sup>の拡充』と『事業領域の拡大（基礎研究のみから非臨床試験以降の開発も実施）』を重点施策として、研究・開発型のバイオベンチャーへのシフトを進めておりました。重点施策により外部からのパイプラインの導入<sup>\*4</sup>と自社での臨床開発を進めた結果、2024年度末には中期目標として掲げていたパイプライン10本を達成し、また、非臨床試験～後期第Ⅱ相試験までを自社で実施することができました。当該中期目標までの期間において、眼科領域を中心としたパイプラインを確立することに加えて、眼科領域における当社の強みを活かした長期的な目線での他企業、大学等との共同開発、共同研究等のコラボレーションを推進していくことで、事業を拡大するとともに、収益源の多様化を達成してまいりました。今後は、従来活動に加えて、新たなモダリティ獲得や眼科領域以外の他疾患への開発、さらには、承認取得～販売体制の検討も進め、収益の最大化を目指してまいります。

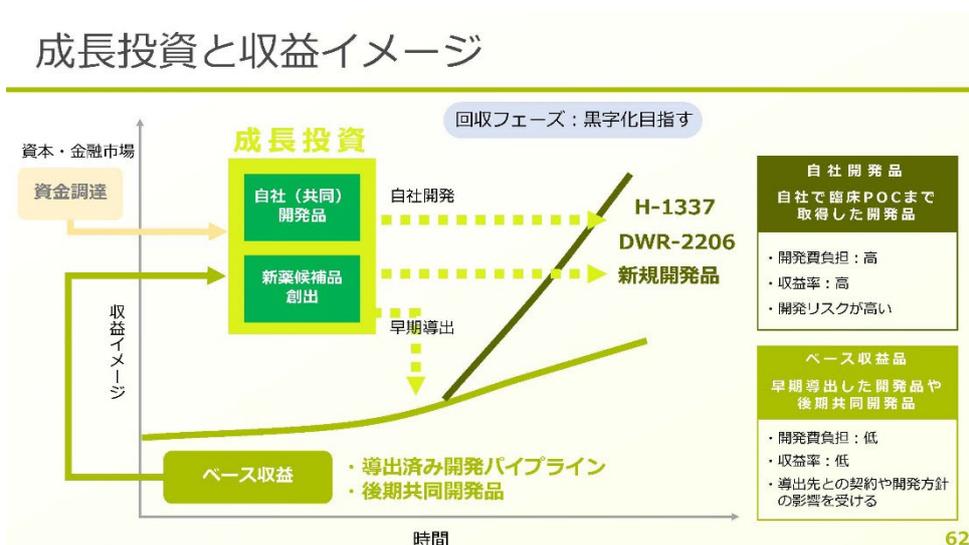
時期	ビジネスタイプ	取組み	成果
創業～2014年	研究（基盤技術）型	創薬基盤技術の確立 （キナーゼ阻害剤技術、眼科疾患開発ノウハウ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導出：3件</li> <li>・上市品：1件</li> </ul>
2015年～2019年	研究・開発型	<ul style="list-style-type: none"> <li>+ 自社開発体制構築</li> <li>+ 共同創薬体制構築</li> <li>+ キナーゼ阻害剤の適応拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導出：2件</li> <li>・共同創薬（技術供与）による収益：1件</li> <li>・導入上市品の獲得：1件</li> <li>・自社開発：1件</li> <li>・適応拡大の開発：1件</li> </ul>

2020年～2025年	+アカデミアネットワーク体制構築 +共同開発体制構築 +事業開発体制構築	・研究プロジェクト：13件以上 ・開発パイプライン増加：2件 ・共同開発：2件 ・自社開発：1件 ・上市品：1件
次のステップ	+新たなモダリティ獲得 +他疾患（眼科領域以外）の開発 +承認取得までの体制構築 +販売体制検討	期待される成果 ・研究プロジェクトの臨床開発 ・自社開発品の増加 ・自社（共同）開発品の上市 ・収益の多様化/最大化

このように、当社は、過去の資金調達を経て開発を進めたパイプラインは一定の成果を出し、また、研究・開発型のビジネスモデルへのシフトも順調に進んでいると考えておりますが、中長期的に更なる飛躍をするためには、これまでの開発成功の実績と経験を基に、現在の上市品（「グラナテック」「グラアルファ」（以下「グラナテックファミリー」といいます。）及び「DW-1002」）に続く製品の市場への投入、及び現在自社開発中の「H-1337」の次に当社の中核となるパイプラインの創製、並びに自社での臨床開発推進によるパイプラインの価値向上が必須であると考えております。特に、現在の開発パイプラインの多くはパートナーが決まっており、かつ開発後期品であるため、継続的な成長に向けては次の臨床開発品の創出が重要な取組みであると考えております。

そのため、今後は製薬会社から支払われるロイヤリティによる安定的な収益確保に加えて更なる成長性を兼ね備えた企業へと飛躍することを目指して、先行投資を継続いたします。これまでに確立したプロテインキナーゼ阻害剤研究の知見と、眼科領域に注力することで得たパイプラインの目利き力並びに開発推進のノウハウを活かし、自社での臨床開発の実施と、「グラナテックファミリー」や「DW-1002」に次ぐ新たな上市品を創出すべく、開発パイプラインの拡充等を本資金調達における目的としております。

(2025年2月10日公表「事業計画及び成長可能性に関する事項」62ページより)



上図に記載のとおり、当社のパイプライン群は、自社開発品とベース収益品とで構成されております。自社開発品は、高い収益性が見込まれるものの多額の開発費と長い期間が必要となり、他社との提携が前提となるベース収益品は安定した収益が得られることから、両者を組み合わせたパイプライン群は経営基盤の安定化につながるものと考えております。成長可能性を高めるには自社（共同）開発品の成否が重要で、「H-1337」及び「DWR-2206」がそれにあたります。2023年以降に調達した資金については、この2つの開発品に対して重点的な投資を行い、順調にステージアップを果たしております。（具体的な進捗状況については後述の「自社（共同）開発品の進捗状況について」をご参照ください。）

一方で、当社の成長投資で実行されていないものは、新たなモダリティや眼科領域以外の他疾患も含めた新規開発品及び新薬候補品創出への投資です。そのため、更なる成長を目指すため、本資金調達を行い新たな開発品創出、開

発に資金を重点的に充当したいと考えております。

(自社(共同)開発品の進捗状況について)

1) 「H-1337」について

「H-1337」は、post-リパスジル<sup>※5</sup>として当社が創製したマルチキナーゼ阻害剤です。当社は「H-1337」の大型化を目指して、米国後期第Ⅱ相臨床試験を行い、2024年11月に良好な結果を得られました。その結果については、5月の世界最大規模の眼科学会ARVO2025(The Association for Research in Vision and Ophthalmology 2025)において口頭発表しております。現在、この結果を踏まえて開発を進めるとともに並行してライセンス活動も行っております。次相に向けて必要な準備として治験薬製造、製剤製造、毒性試験等を進めておりますが、本資金調達による調達資金の一部もこの準備費用に充当し、開発を進める予定です。

(2025年2月10日公表「事業計画及び成長可能性に関する事項」42ページより「H-1337の今後の見通し、展開」)

## 今後の見通し、展開

### 【今後の検討事項】

- ✓ P3試験で設定する群構成、用法・用量の検討
    - チモロール非劣性の確認
    - 長期安全性の確認
  - ✓ FDAへの相談、P3試験の準備(毒性試験)
  - ✓ 自社開発の検討(資金調達)、積極的なライセンスアウト活動
- ➡ 詳細な開発計画は確定次第、公表予定

### 【育薬シナリオ】

- ✓ 米国市場での上市を優先
  - 市場：約30億ドル(2020年度)
  - 市場推計：上記の最大40%
  - 単剤売上300億円を目指す
- ✓ 患者QOLの追求
  - 1日1回点眼剤の開発
  - 服薬コンプライアンスの優先
- ✓ 製品の大型化
  - 適切なパートナーの探索
  - 各国展開、配合剤の検討

42

2) 「DWR-2206」について

「DWR-2206」は、水疱性角膜症を対象とした再生医療用細胞製品であり、『パイプラインの拡充』の方針の下で国内のスタートアップベンチャーと共同開発を行っているパイプラインです。2024年に治験を開始し、同年12月に国内第Ⅱ相臨床試験の被験者への投与が完了いたしました。現在、評価・観察中であり、2025年12月までに終了する予定で、その後第Ⅲ相臨床試験に進む計画です。なお、「DWR-2206」の開発費の大半は金融機関からの借入金により賄っております。

3) 新薬候補品の創出及び新規開発品

「H-1337」及び「DWR-2206」に続く開発品のプロジェクトについては、独自の基盤技術である創薬エンジンを用いたプロテインキナーゼ阻害剤の創製と、他社と協働した新薬候補品の創製を進めております。昨今の医薬品市場は、従来の低分子医薬品だけでなく、抗体医薬品や核酸医薬品、再生医療を用いた新しいアプローチ方法によるバイオ医薬品の研究開発が行われており、それぞれのアプローチ方法における特徴(費用対効果、副作用等)を適切に把握し、最適な医薬品を開発することが求められています。当社が注力している眼科疾患においても、最適な医薬品の開発が求められており、今後更なる成長を目指すにあたり、強みであるプロテインキナーゼ阻害剤に関する技術に加え、新規技術の獲得による付加価値の高い新薬候補品の創製を行い、医薬品開発におけるアプローチ手法を拡充することが企業価値の向上につながるものと考えております。

近年の当社の具体的な取組みとしては、2019年に眼科疾患等を対象に標的タンパク質<sup>※6</sup>分解誘導薬の取組みを開始し、2021年から2023年には炎症系・中枢系疾患を対象に新規のキナーゼ阻害剤の創製に関するAI創薬の取組みを行いました。また、当社は、共同研究の取組みも積極的に進めており、2022年に開始したラクオリア創薬株式会

社との眼科疾患治療薬創製に向けた共同研究、2024 年から現在までにかけて東京大学、名古屋市立大学、第一工業製薬株式会社、東京都医学総合研究所、北里大学、九州大学、名古屋大学、三重大学、福井大学等との共同研究を行っております。

共同研究は、自社の眼科疾患治療薬の開発技術・ノウハウを活かし、自社及び他社化合物による眼科アンメット・メディカル・ニーズを満たす領域へ展開することと、眼科疾患以外については、自社のキナーゼ阻害剤を活用した眼科疾患以外への展開による価値最大化を目指すことを方針としており、以下のテーマを進めております。

<共同研究テーマ>

眼科領域：白内障、網膜変性疾患、眼炎症疾患、遺伝子治療薬、ドライアイ、緑内障手術

それ以外：統合失調症、生活習慣病、がん、ED（勃起不全）

※上記以外に疾患非開示のテーマもあり。

現在、これらの共同研究のテーマの中に、眼科領域とそれ以外の領域で臨床段階へステージアップが見込める候補品があります。本資金調達で調達した資金はこれらの候補品をステージアップさせるため、非臨床試験や臨床試験に充当し、開発を進める予定です。そのうちの一つについては、本日新規パイプライン化を決定いたしました。開発コードは、「H-1129」となります。「H-1129」は、当社の創薬エンジンをを用いて創出されたキナーゼ阻害剤です。緑内障治療剤として2019年まで開発を行っていましたが、国内第Ⅲ相臨床試験にて開発中止となりました。その後、知的財産の有効活用及びキナーゼ阻害剤のポテンシャル発揮の観点から、他疾患への適用を検討しており、今回、免疫異常を基盤とする角結膜疾患治療薬として開発することにいたしました。免疫異常を基盤とする角結膜疾患は、有効な薬が望まれる重篤な疾患です。眼科の重篤な疾患を対象とする開発は当社の成長戦略に資するものであり、自社の資産の活用の観点からも有用なものであると考えております。詳細は、本日公表の「新規パイプライン「H-1129」の開発決定のお知らせ」をご参照ください。

当社の成長投資の対象は、「H-1337」と「DWR-2206」と次の新規開発品です。「H-1337」と「DWR-2206」は、2022年～2024年までの取組みより順調にステージアップをしており、成果も出て来ております。そして、更なる成長を目指すため、新たな開発品への投資を加速させたいと考えております。これらの取組みは、当社の成長性に重要な意味合いを持ちます。収益性と開発スピードの両立は難易度が高い課題ですが、自社の基盤技術及び眼科領域におけるノウハウを活用すれば、自社開発品の増加による成長性の確保と他社との協働による革新的なテーマの取組みと開発スピードアップを達成できるものと考えております。

今後もこれらの取組みを進めるため、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の①新規開発品の開発費用、②創薬研究活動（共同研究を含む。）及び新規パイプライン獲得に係る費用等、③「H-1337」の開発資金、並びに④運転資金を本資金調達の目的としております。

また、当社グループは2025年3月31日現在で1,141百万円の現金及び預金を保有しておりますが、保有する開発パイプラインの価値を向上させるため積極的な先行投資を実施することにより、業績は赤字の傾向で、2025年第1四半期累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失は150百万円を計上しております。今後の更なる成長も見据え、現段階において財務基盤を強化することで、今後の安定的な事業運営を図ることも目的としております。

当社といたしましては、本資金調達を通して上記の活動資金を確保することにより、当社の強みを活かしたビジネスモデルの構築が果たされ、中長期的に企業価値の向上につながることから、既存株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

なお、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回新株予約権によって調達した資金は、現時点で全て充当しております。

また、第1回無担保普通社債（私募債）及び第12回新株予約権による調達資金の支出予定時期の変更並びに充当予定額及び未充当の額を表にしたものは以下のとおりです。変更部分には下線を付して表示しています。

※1：プロテインキナーゼはATP（アデノシン三リン酸といわれ、体内で作られる高エネルギー化合物）

物)等、生体においてエネルギーの元となる低分子物質等のリン酸基を、タンパク質分子に転移する(リン酸化)酵素です。一般にリン酸化を触媒する酵素をキナーゼと呼び、特にタンパク質をリン酸化するキナーゼをプロテインキナーゼといいます。また、阻害剤とは生体内の様々な酵素分子に結合して、その酵素の活性を低下又は消失させる物質を指します。化学物質が特定の酵素の活性を低下又は消失させることにより、病気の治療薬として利用されることがあります。

※2：上市(じょうし)とは、新薬が承認され、実際に市場に出る(市販される)ことをいいます。

※3：パイプラインとは、新薬候補品の開発から販売までの一連のラインを指しており、単に個々の新薬候補品を指すこともあります。

※4：導入とは、他社が権利を有する新薬候補化合物等に関する特許権やノウハウ等について、自社で使用する権利を取得することをいいます。

※5：リバスジルとは、グラナテックの一般名「リバスジル塩酸塩水和物」のことをいいます。

※6：薬物が作用する対象となるタンパク質を標的タンパク質と呼びます。生体においては多くのタンパク質が相互に作用することによって様々な機能を果たしており、多くの病気が特定のタンパク質の異常な働きによって引き起こされております。これらの病気には、これらのタンパク質を標的タンパク質として、その異常な動きを抑制する薬剤が有効となり得ると考えられております。

<第1回無担保普通社債(私募債)及び第12回新株予約権発行後、2025年6月末日までの変更状況>  
[変更前](2024年5月17日発行決議日)

具体的な用途	充当予定額 (百万円)	支出予定時期
① 「H-1337」の開発資金	400	2025年3月 ～2027年12月
② 創薬研究活動(共同研究を含む。)及び新規パイプライン獲得/開発推進に係る費用等	200	2024年10月 ～2027年12月
③ 社債償還資金(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)	660	2024年6月7日
④ 運転資金	167	2025年1月 ～2027年12月
合計	1,427	—

[変更後]

具体的な用途	充当予定額 及び未充当額 (百万円)	支出予定時期
① 「H-1337」の開発資金	240 (134)	2025年3月 ～2026年12月
② 創薬研究活動(共同研究を含む。)及び新規パイプライン獲得/開発推進に係る費用等	140 (94)	2024年10月 ～2026年12月
③ 社債償還資金(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)	660	2024年6月7日

	(一)	
④ 運転資金	105 (80)	2025年1月 ～2026年12月
合計	1,145 (308)	—

- (注) 1. 上記、変更後の充当予定金額は、第12回新株予約権の2025年2月7日権利行使完了時の調達額を記載しております。
2. 上記、変更後の未充当額は、金額欄括弧書きの数値で、2025年6月末時点における未充当額となります。

## (2) 資金調達方法の概要及び選択理由

### ① 資金調達方法の概要

本スキームにおいて発行される本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、本新株予約権については、下記「(本スキームの商品性) イ 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回」及び「(本スキームの商品性) ウ 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回」に記載のとおり、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると判断した場合等には、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請することができる一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社が割当予定先に対して本新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること(但し、下記「(別紙) 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第13回新株予約権発行要項 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)、本新株予約権行使時の行使価額は行使請求がなされた日の直前取引日における終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される設計となっていること、下限行使価額が発行決議日前取引日の終値の60%に相当する金額に設定されていること等により、株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものとなっております。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

### (本スキームの商品性)

#### ア 本スキームの特徴

##### <行使価額の修正条項>

本新株予約権の行使価額は、当初134円ですが、上記「1. 募集の概要 (6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に定める各修正日以降、当該修正日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

##### <下限行使価額の水準>

本新株予約権の下限行使価額は80円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、下限行使価額は既存株主に配慮し、直近の株価水準を大

大きく下回る水準での資金調達を控えつつも行使の可能性を担保する狙いから、発行決議日前取引日の終値の60%（小数点以下を切り捨て）に相当する金額としております。

#### イ 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回

当社は、本新株予約権割当契約に基づき、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると判断した場合等、その裁量により、本新株予約権につき、行使要請をすることができます。行使要請の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って1取引日前までに書面により行使要請期間の通知を行います。1回の行使要請において、原則、対象の新株予約権は100個以上、行使要請期間は20取引日以上となります。割当予定先は、かかる行使要請を受けた場合、本新株予約権割当契約に従い、行使要請期間において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力する義務を負います。

また、当社は、行使要請を将来に向かって撤回することができます。行使要請の撤回は、当社の裁量により決定することができ、行使要請の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って1取引日前までに書面により行使要請の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使要請期間の通知又は行使要請の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

#### ウ 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回

当社は、本新株予約権割当契約に基づき、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制するため、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも停止指定することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。割当予定先は、かかる停止指定を受けた場合、本新株予約権割当契約に従い、行使停止期間中に本新株予約権を行使することができません。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って5取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使停止期間の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

#### エ 本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限り。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、本新株予約権割当契約に従い、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使期間の最終日以降の日である場合には、行使期間の最終日とします。）（当日を含みます。）前までに、当社に通知を行うことにより、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使期間の最終日以降の日である場合には、行使期間の最終日とします。）において、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

また、割当予定先は、本新株予約権割当契約に従い、2027年7月1日以降2027年8月2日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として5取引日目の日に当該本新株予約権を取得するものとします。

#### オ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権

1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。また、当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」といいます。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とします。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

#### カ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使要請及びその撤回を行う権利、本新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利等は、譲受人に引き継がれます。

（本スキームのメリット）

#### ア 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的である当社普通株式数は10,000,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。

#### イ 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、株価の上昇局面においては行使価額も上方修正されること、また、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

また、当社が停止指定を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

#### ウ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額が設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、停止指定を行うか、又は取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化を抑制することも可能な設計となっております。

#### エ 資本政策の柔軟性及び資金調達の機動性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、いつでも本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

また、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると当社が判断した場合等においては、割当予定先に対して行使要請を行うことで、割当予定先は、行使を要請された本新株予約権の個数の全てにつき、本

新株予約権を行使するよう最大限努力する義務を負うことになるため、本新株予約権の行使による資金調達の促進を図ることが可能になります。

#### オ その他

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

#### (本スキームのデメリット)

- ア 本新株予約権割当契約において、行使要請に基づく本新株予約権の行使に関する努力義務等が規定されるものの、本新株予約権の下限行使価額は80円（但し、本新株予約権の下限行使価額については本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。）に設定されており、株価水準によっては、割当予定先による行使がなされず資金調達ができない可能性があります。
- イ 本新株予約権の行使価額は下方にも修正されるため、発行後の株価水準によっては、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ウ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- エ 上記ア及びイのように調達額が予定額を下回る場合や、上記ウのように資金調達完了までに時間を要する場合には、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」記載の資金使途に適時に充当できない可能性や、当社の経営戦略に影響を及ぼす可能性があります。
- オ 当社が停止指定を行う場合、当社は割当予定先に対し、行使停止期間の初日から遡って5取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行う必要があるため、通知から少なくとも5取引日の間は、割当予定先により、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」記載の行使制限の範囲内で、本新株予約権の行使が行われる可能性があります。
- カ 本新株予約権割当契約において、当社は、本新株予約権が残存する限り、同契約締結日からその180日後の日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、(a)当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(b)同契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(c)当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合並びに(d)会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合等の一定の場合を除きます。

#### (他の資金調達方法との比較)

- ア 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- イ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）は、様々な商品設計が考えられますが、調達金額が負債となるうえ、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB（いわゆる「MSCB」）では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化の程度が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ウ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。

エ 社債、借入による資金調達を行うことは、調達金額が負債となるため、財務健全性に悪影響を与えることになり、当社が研究開発等に必要な資金の調達を社債や借入により行おうとする場合、収益の安定性、担保力等の観点で困難を伴うことから、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

オ 株主割当増資では、資金調達が増資時から実現するものの、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

カ いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではなく、また、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため実施することができず、上場基準を満たしたとしても、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であるため、今回は具体的に検討しないことといたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	1,345,200,000円
本新株予約権の払込金額の総額	5,200,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,340,000,000円
② 発行諸費用の概算額	6,000,000円
③ 差引手取概算額	1,339,200,000円

- (注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の払込金額の総額(5,200,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(1,340,000,000円)を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、本新株予約権の評価算定費用及びその他事務費用の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計1,339百万円となる予定であり、具体的には、次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 新規開発品の開発費用	650	2025年10月～2027年12月

② 創薬研究活動（共同研究を含む。）及び新規パイプライン獲得に係る費用等	300	2027年1月～2027年12月
③ 「H-1337」の開発資金	100	2026年1月～2026年12月
④ 運転資金	289	2027年1月～2027年12月
合計	1,339	—

- (注) 1. 当社は、業績の赤字の状況が当面の間継続することが予想されており、業績及び市況の不確実性が高いことが予想されるため、安定した財務基盤の確保の観点から、上記②、④についても今回の資金調達にて調達を行うこととしております。
2. 実際の資金調達額は本新株予約権の行使状況の影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。実際の資金調達額が予定に満たない場合には、自己資金及び他の資金調達による上記資金使途への充当、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行う予定です。なお、他の資金調達の実施、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。また、調達資金を充当する優先順位としては、支出時期の早いものより充当する予定であり、予定を上回る調達となった場合には、上記①に充当する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

#### ① 新規開発品の開発資金

当社は、上記の「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、「H-1337」「DWR-2206」に続く中核となるパイプライン創出に向けて、基礎研究活動を進めてまいりました。他大学等との共同研究にも積極的に取り組んでおり、今回「H-1129」を新たなパイプラインとすることを決定いたしました。対象は、免疫異常を基盤とする角結膜疾患治療薬を想定しております。免疫異常を基盤とする角結膜疾患は重篤な疾患であり、そのような疾患を対象とする開発は、当社の成長戦略に資するものと考えております。本資金調達の資金の一部はこの「H-1129」の原薬、製剤の製造、臨床試験の費用に充当する予定です。「H-1129」の詳細な開発計画は今後公表いたしますが、現時点では2025年度下期から治験薬製造等の準備を行い、2026年度中の臨床試験開始を目指してまいります。

また、本資金調達による調達資金は「H-1129」以外の新規開発品への開発資金への充当も予定しております。「H-1129」以外の新規開発品については、その他の研究テーマ（「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的 <共同研究テーマ>」をご参照ください。）の中から2026年度前半までに絞り込みを進める予定です。具体的な充当項目は、原薬、製剤の製造、非臨床試験の費用、臨床試験の費用を想定しております。なお、「H-1129」への資金充当状況を踏まえて開発開始及び充当項目を検討するとともに、当社の資金面での体力を鑑み、外部とのコラボレーションの検討も進めてまいります。

#### ② 創薬研究活動（共同研究を含む。）及び新規パイプライン獲得に係る費用等

当社は、独自の基盤技術である創薬エンジンを用いて継続的に新薬候補品を創製できることが大きな強みであることから、この技術を基に新薬候補品の創製を進めております。また、昨今の情勢を踏まえて、自社技術の応用による新規パイプラインの創製や共同研究の取組みも推進しております。特に、他企業・大学等との共同研究推進については、従来の自社単独による研究活動よりも迅速な研究活動を進められるものとして一層注力しており、次の開発候補品への絞り込みを進めております。具体的な取組みの方向性としては、上記の「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的 <共同研究テーマ>」に記載のとおり、複数の共同研究のテーマを手掛けており、当社がこれまで築いてきた強みであるプロテインキナーゼ阻害剤研究の知見と眼科領域におけるノウハウを活かして、患者様に様々な治療の選択肢を提供できるような治療薬、若しくはアンメット・メディカル・ニーズを満たす治療薬の創出を目指してまいります。

今後も創薬研究活動を推進し、臨床段階へステージアップする開発品を継続的に創出するためには、従来以上に積極的な研究活動が必要と考えております。これまで過去の実績・知見による研究活動により成果を出してまいりましたが、「H-1337」「DWR-2206」に続く中核となるパイプラインの創出に向けて、新薬候補化合物の創製又はその成果としての関連する新規パイプラインの権利獲得費用として充当する予定であります。

### ③ 「H-1337」の開発資金

「H-1337」は、米国後期第Ⅱ相臨床試験を2023年～2024年にかけて実施し、2024年11月に公表したトプラインデータ結果においては、有効性及び安全性において良好な結果を得られました。現在、次相に向けた準備を進めており、第12回新株予約権で調達した資金の一部を使用して治験薬及び製剤の製造、毒性試験等を進めております。しかしながら、第12回新株予約権の調達総額は当初予定額に到達せず、これらの開発を滞りなく進めるためには、不足分の資金確保が必要と判断いたしました。「H-1337」の開発資金については、当初予定額400百万円から費用の見直しを行い、340百万円と見込んでおります。そのうち、240百万円は、第12回新株予約権にて調達済みであることから、不足分100百万円について、本資金調達による調達資金から治験薬及び製剤の製造、毒性試験等に充当する予定であります。

### ④ 運転資金

当社は、安定したロイヤリティ収入を計上しておりますが、依然として開発の先行投資段階にあるため赤字の計上が継続しており、また、今後もかかる状態が継続することが見込まれます。そのため、2027年12月期の運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部を今回の調達資金から充当する予定であります。

## 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：山本 顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを適用して本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価（134円）、ボラティリティ（78.1%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（0.8%）、当社株式の流動性（221千株/日）等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（52円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の52円とし、本新株予約権の行使価額は当初134円（2025年7月14日の終値）としました。また、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て10%としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会からは、本新株予約権の発行要項の内容及び上記の株式会社赤坂国際会計の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利な金額ではなく適法であると判断した旨の意見を得ております。

- ・本新株予約権の発行について、監査等委員会として本資金調達の担当取締役等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・株式会社赤坂国際会計は企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・発行条件等については企業価値評価に定評のある株式会社赤坂国際会計に依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・上記の点から、株式会社赤坂国際会計による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・株式会社赤坂国際会計の評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権の払込金額は割当予定先に有利でないこと。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は10,000,000株（議決権の数100,000個）であり、当社の発行済株式総数45,741,512株及び議決権数457,323個（2025年6月30日現在）を分母とする希薄化率は21.86%（議決権ベースの希薄化率は21.86%）（小数点以下第3位を切り捨て）に相当します。

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、今後の更なる成長を見据え、先行投資を継続し自社での臨床開発の実施及び開発パイプラインの拡充を行うことは、当社の強みを活かしたビジネスモデルを構築し、中長期的に企業価値の向上につながることから、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、本新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、今後の当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。また、本新株予約権の特徴として、①行使要請条項により当社の資金需要等を踏まえて当社の判断による行使要請を通じて資金調達の促進を図ることができ、②その一方で当社は停止指定を随時、何度でも行うことができるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能です。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権の目的である当社普通株式数10,000,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は2,398,290株であり、一定の流動性を有していることから、上記発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の概要は別途時点を明記していない限り2025年7月15日現在におけるものであります。

(1) 名称	株式会社SBI証券		
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	54,323百万円 (2025年3月31日現在)		
(6) 設立年月日	1944年3月30日		
(7) 発行済株式数	3,632,161株 (2025年3月31日現在)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	997名 (2025年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社 100% ※上記はSBIホールディングス株式会社の100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	割当予定先は、2025年6月30日現在、当社の普通株式を1,061,218株保有しております。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2023年3月期 (連結)	2024年3月期 (連結)	2025年3月期 (連結)
連結純資産	248,063	259,862	255,860
連結総資産	5,074,684	6,574,432	7,125,367
1株当たり連結純資産(円)	70,063.06	70,099.52	68,940.70
連結営業収益	175,053	203,398	238,867
連結営業利益	62,130	68,686	77,128
連結経常利益	60,951	69,553	76,625
親会社株主に帰属する当期純利益	41,467	47,381	47,865
1株当たり当期純利益(円)	11,951.70	13,340.34	13,178.15
1株当たり配当金(円)	10,550.16	15,645.12	13,765.91

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号:関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2025年6月27日)において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当

社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の置かれている状況、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。このような状況の中で、割当予定先を含む複数の証券会社及び金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受けており、2025年5月に割当予定先である株式会社SBI証券から受けた当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入等の各資金調達方法について、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が同種のファイナンスにおいて複数の実績と十分な信用力を有する顧客基盤の厚い証券会社であり、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めること）を含みます。）を講じる予定です。

さらに、本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、①当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、②本新株予約権割当契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、③当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、並びに④株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金

は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先が2025年6月27日付で関東財務局長宛に提出した第83期有価証券報告書における連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2025年6月30日現在）	
氏名	持株比率
日高 有一	11.26%
楽天証券株式会社	3.42%
株式会社SBI証券	2.32%
日高 万由子	1.60%
株式会社ミートプランニング	1.60%
松井証券株式会社	1.36%
SMBC日興証券株式会社	1.28%
日高 弘義	0.94%
日高 邦江	0.66%
野村證券株式会社	0.57%

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、2025年6月30日現在の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する比率を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社グループの中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。また、今回の資金調達による2025年12月期の当社グループの業績に与える影響は軽微であり、公表している研究開発費（760百万円）に変更はございません。今後、開発の前倒しなどによる研究開発費の増加があった場合は速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高	448百万円	428百万円	471百万円
営業損失（△）	△305百万円	△798百万円	△1,209百万円
経常損失（△）	△295百万円	△796百万円	△1,228百万円
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	△429百万円	△812百万円	△1,290百万円
1株当たり当期純損失（△）	△14.50円	△25.56円	△36.74円
1株当たり配当額 （うち、1株当たり中間配当額）	— （—）	— （—）	— （—）
1株当たり純資産額	60.14円	39.81円	17.59円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年6月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	45,741,512株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	216円	262円	141円
高 値	357円	305円	254円
安 値	183円	133円	60円
終 値	262円	141円	201円

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	120円	120円	107円	107円	123円	134円
高 値	192円	127円	126円	128円	137円	141円
安 値	113円	104円	87円	100円	116円	113円
終 値	119円	106円	107円	127円	130円	134円

（注）2025年7月の状況につきましては、2025年7月14日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2025年7月14日
始 値	137 円
高 値	139 円
安 値	133 円
終 値	134 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

払込期日	2022年7月19日
調達資金の額	900,000,003 円 ※発行諸費用の概算額 12,000,000 円（下記②と合算）を除いた金額が 手取概算額
転換価額	185 円
募集時における 発行済株式数	29,432,800 株
割当先	ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合
当該募集による 潜在株式数	4,864,864 株
現時点における 転換状況	転換済株式数：1,588,512 株 (残高 0 円)
発行時における 当初の資金使途 (①と②の合計)	(a) アクチュアライズ株式会社への出資：130 百万円 (b) 既存パイプライン（「DWR-2206」「H-1337」等）の開発資金：200～450 百万円 (c) AI による創薬研究活動（共同研究を含む。）及び新規パイプライン獲得／開発推進 に係る費用等：300～600 百万円 (d) 運転資金：159～709 百万円
発行時における 支出予定時期 (①と②の合計)	(a) 2022 年 7 月 (b) 2023 年 1 月～2027 年 12 月 (c) 2022 年 7 月～2027 年 12 月 (d) 2023 年 1 月～2027 年 12 月
現時点における 充当状況 (①と②の合計)	(a) 130 百万円（充当済） (b) 450 百万円（充当済） (c) 300 百万円（充当済） (d) 212 百万円（充当済）

- (注) 1. 「① 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」及び「② 第三者割当による第11回新株予約権」は、同日付で決議されております。
2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高 606,122,451 円については、2024年6月7日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還完了並びに特別損失の計上に関するお知らせ」のとおり同日に全て繰上償還しております。

② 第三者割当による第11回新株予約権

割当日	2022年7月19日
発行新株予約権数	24,324個
発行価額	総額1,216,200円（第11回新株予約権1個当たり金50円）
発行時における 調達予定資金の額	451,210,200円 ※発行諸費用の概算額12,000,000円（上記①と合算）を除いた金額が 差引手取概算額
割当先	ウィズ AIoT エボリューション ファンド投資事業有限責任組合
募集時における 発行済株式数	29,432,800株
当該募集による 潜在株式数	2,432,400株（新株予約権1個当たり100株）
現時点における 行使状況	行使済株式数：1,033,400株 （残新株予約権数 0個）
現時点における 調達した資金の額	192,395,200円
発行時における 当初の資金使途	上記①に記載のとおり
発行時における 支出予定時期	上記①に記載のとおり
現時点における 充当状況	上記①に記載のとおり

(注) 1. 「① 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」及び「② 第三者割当による第11回新株予約権」は、同日付で決議されております。

2. 第11回新株予約権13,990個（1,399,000株）については、2024年6月17日付「第11回新株予約権の取得及び消却の完了に関するお知らせ」のとおり同日に全て取得・消却しております。

③ 第三者割当による第12回新株予約権

割当日	2024年6月3日
発行新株予約権数	130,000個
発行価額	総額6,370,000円（第12回新株予約権1個当たり金49円）
発行時における 調達予定資金の額	1,436,370,000円 ※発行諸費用の概算額9,000,000円を除いた金額が差引手取概算額
割当先	Cantor Fitzgerald Europe
募集時における 発行済株式数	32,128,012株
当該募集による 潜在株式数	13,000,000株（新株予約権1個当たり100株）
現時点における 行使状況	行使済株式数：13,000,000株 （残新株予約権数 0個）
現時点における 調達した資金の額	1,145,256,160円
発行時における 当初の資金使途（注）	(a) 「H-1337」の開発資金：400百万円 (b) 創薬研究活動（共同研究を含む。）及び新規パイプライン獲得／開発推進に係る費用等：200百万円 (c) 社債償還資金（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）：660百万円 (d) 運転資金：167百万円
発行時における 支出予定時期（注）	(a) 2025年3月～2027年12月 (b) 2024年10月～2027年12月 (c) 2024年6月7日 (d) 2025年1月～2027年12月
現時点における 充当状況	(a) 106百万円 (b) 46百万円 (c) 660百万円 (d) 25百万円

（注）2025年2月7日付「第12回新株予約権の行使完了に伴う金額及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」に記載いたしましたとおり、調達額の確定により、充当予定額及び支出予定時期を変更しております。

以上

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

第 13 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所第 13 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2025 年 7 月 31 日

3. 割当日

2025 年 7 月 31 日

4. 払込期日

2025 年 7 月 31 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社 S B I 証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 10,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

100,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 52 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.52 円）

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初134円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。

## 10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が80円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。)

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

(調整前行使価額－調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、

上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年8月1日から2027年8月2日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2027年8月2日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端

数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 52 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2025 年 7 月 14 日の終値に相当する金額とした。

#### 19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店

#### 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

#### 22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

#### 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上